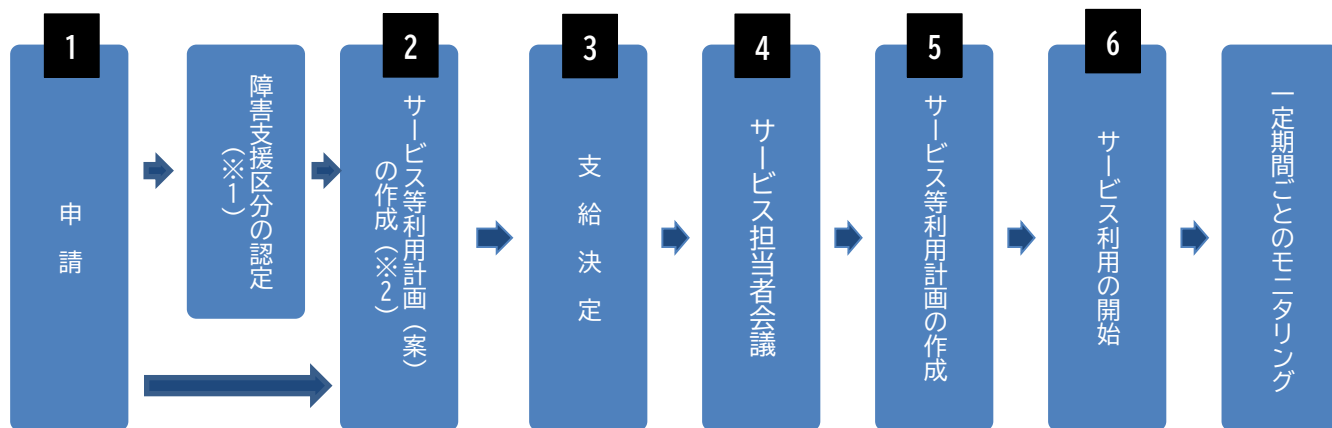


障害福祉サービスの利用手続

利用までの流れ

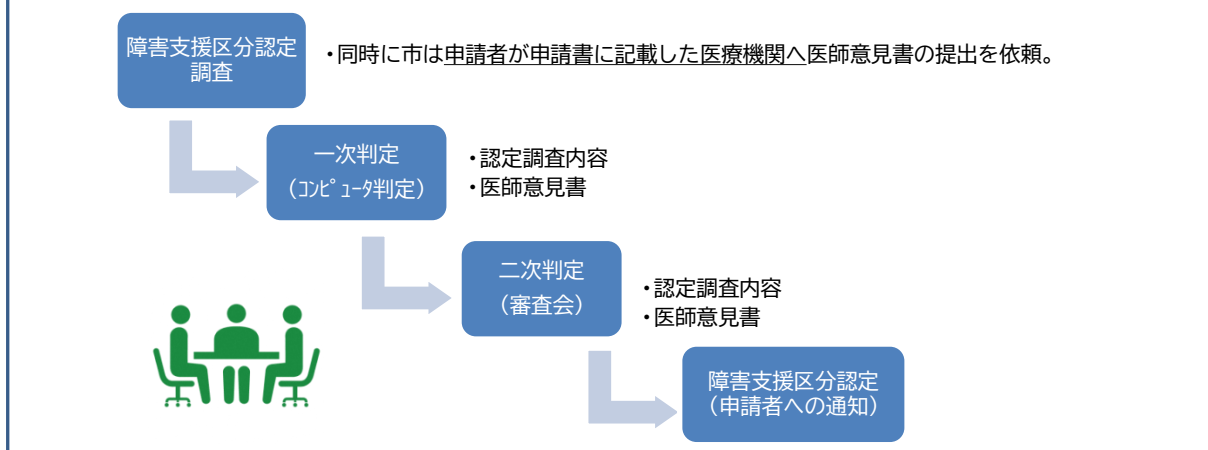
- ① 「障害福祉サービスの利用を希望する方」は「市」に申請をします。(※1)
- ② 「市」は申請をした方に「指定特定相談支援事業者」が作成するサービス等利用計画(案)の提出を求めます。(※2)
- ③ 「市」は提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。
- ④ 「指定特定相談支援事業者」は支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
- ⑤ 「指定特定相談支援事業者」はサービス事業者等との連絡を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- ⑥ サービス利用が開始されます。



(※1) 申請するサービスの種類によって障害支援区分の認定が必要になる場合があります。(18歳未満に障害支援区分はありません。)

障害支援区分の認定が必要のない場合にも、申請するサービスの種類や18歳未満の場合には、聞き取り調査が必要になります。

障害支援区分の認定までの流れ (認定調査は事前に調査員が申請者と日程調整をして行います)



(※2) 裏面に記載の「指定特定相談支援事業者」以外の者が作成したサービス等利用計画(案)を提出することもできます。

- ・自己作成による「セルフプラン」
- ・指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画(案)
- ・介護保険サービス利用中の方は障害福祉サービスの内容も盛り込んだ「ケアプラン」

障害児通所支援の利用手続や障害児支援利用計画に関するお問合せは療育支援課になります。

お問合せ先

郵送先(提出先)住所	〒350-8601 川越市元町 1-3-1 川越市 福祉部 障害者福祉課 福祉サービス担当
お問合せ	T E L 049-224-6317 F A X 049-225-3033
E - M a i l	shogaisha@city.kawagoe.saitama.jp